

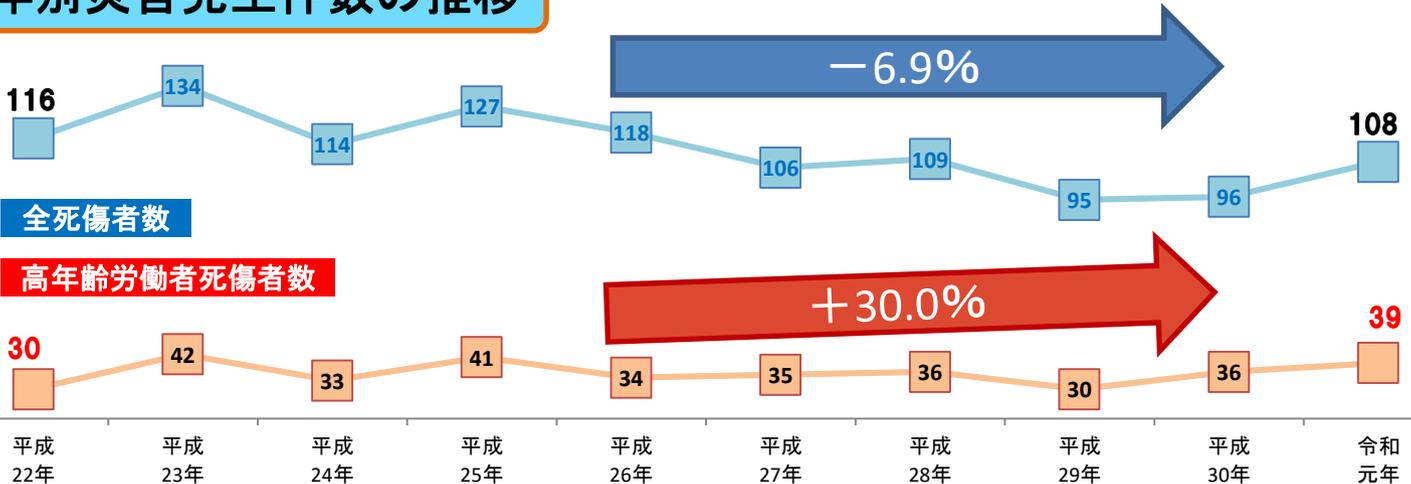
高齢労働者とは
60歳以上の労働者を
いいます

しまねの建設業の 高齢労働者の 労働災害

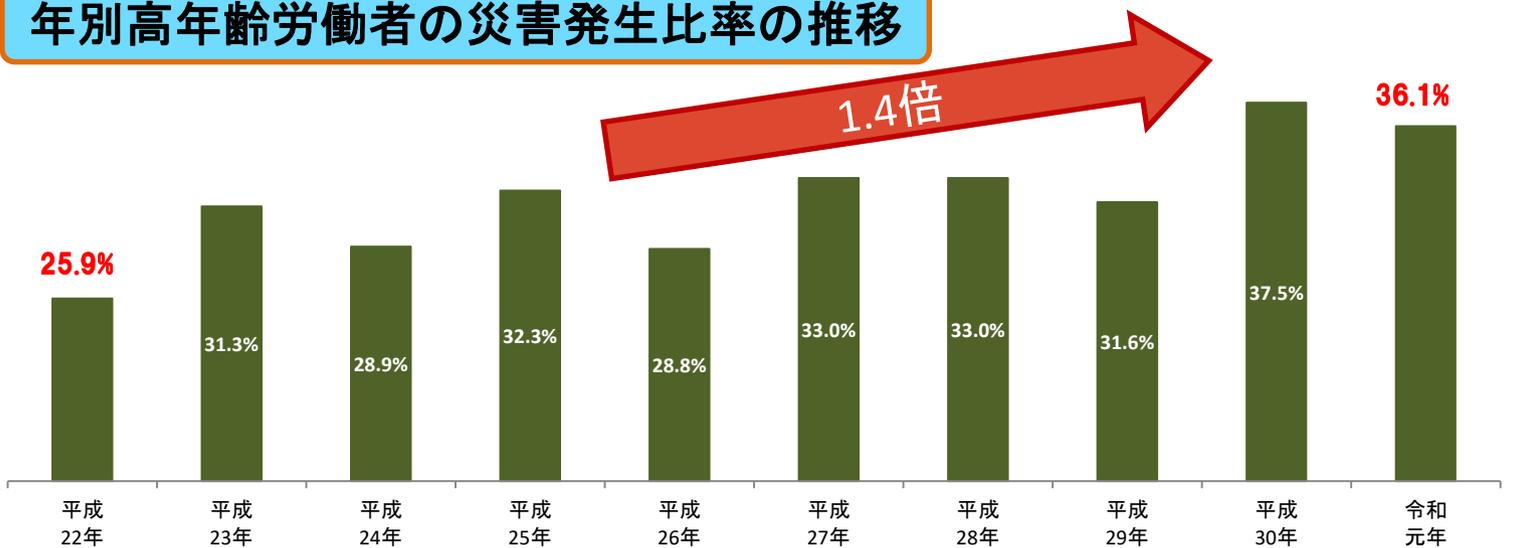
令和元年

厚生労働省島根労働局

年別災害発生件数の推移



年別高齢労働者の災害発生比率の推移



近年、全国的に、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、島根県内においても、

- 10年前に比して災害発生率が大幅に増加していること。
- 墜落・転落災害が多発しており、全災害の41%を占め、高齢になるほど災害発生率が上昇していること。
- 県西部での発生比率が高いこと。
- 骨折が多く、休業見込みについて1か月以上要するものが全災害の66.7%を占めること。

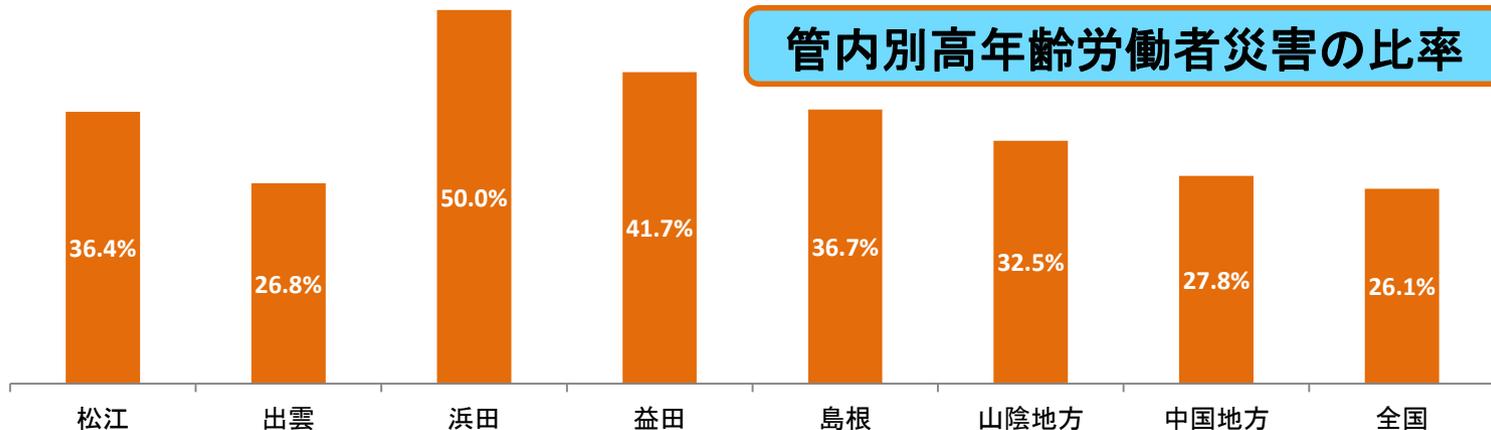
という特徴がみられます。

厚生労働省では高齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」において検討を行い、令和2年1月17日に公表された報告書を踏まえ、令和2年3月に高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう



管内別高年齢労働者災害の比率

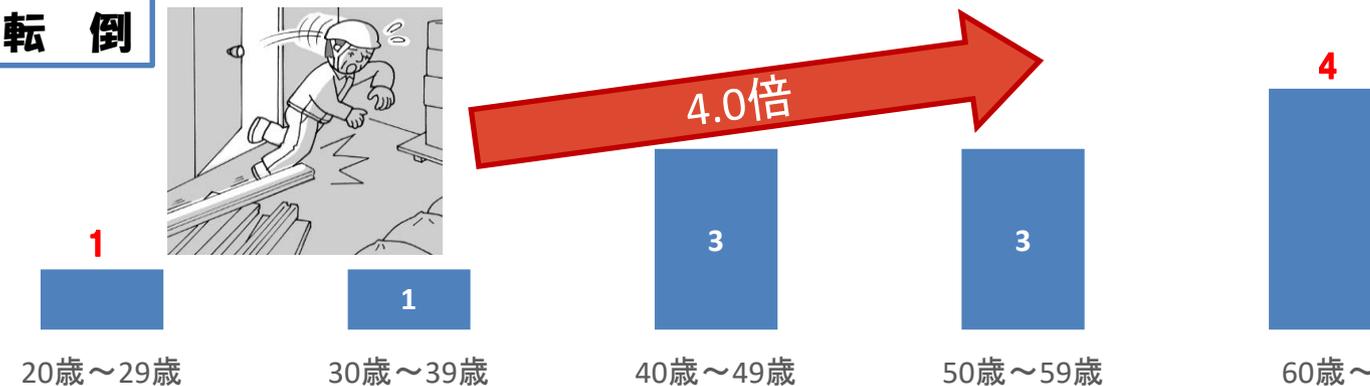


年齢別労働災害の傾向

墜落・転落



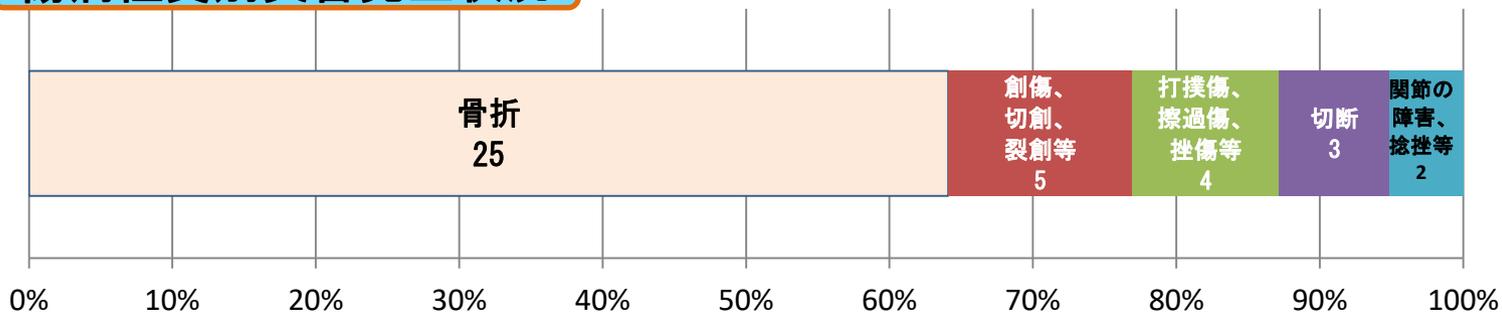
転倒



切れ・こすれ



傷病性質別災害発生状況



エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

事業者求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

1 安全衛生管理体制の確立

2 職場環境の改善

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

5 安全衛生教育

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。

個々の労働者が、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組めます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます

国による支援等（令和2年度）エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください

※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

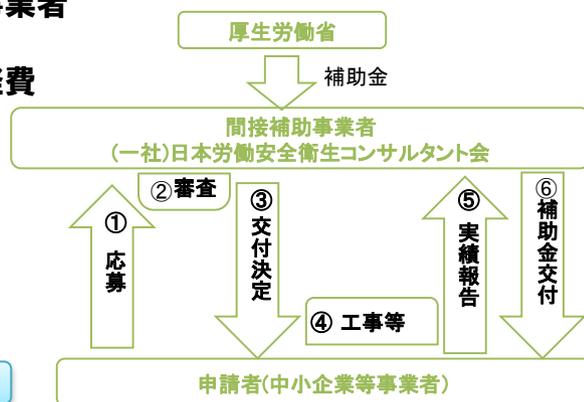
2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

3 対象経費 高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



【島根産業保健総合支援センターのご案内】無料

産業保健に関する様々な問題(メンタルヘルス対策、化学物質対策、治療と仕事の両立支援等)について、専門スタッフが相談に応じ解決方法を助言しているほか、産業保健スタッフ向けの研修の実施や研修講師の紹介等の支援を行っています。

また、地域窓口では、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果を踏まえた医師からの意見聴取等のほか、長時間労働者に対する面接指導等も実施しています。

詳しくは<http://shimanes.johas.go.jp>をご覧ください。